平成２１年（フ）第８８０２号
大阪市淀川区加島３丁目９番26号　ハイム山本301号
債務者　福﨑　啓介
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８０４号
大阪府三島郡島本町江川１丁目10番４―110号
債務者　方山富貴子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８０５号
大阪市住吉区苅田６丁目18番12―401号
債務者　山口　　実
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８０７号
大阪市城東区野江４丁目６番16号
債務者　藤本　賀祝
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８０８号
大阪府豊中市豊南町南５丁目13番24号　翠明荘36号
債務者　田村　定夫
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８１０号
大阪府東大阪市寿町２丁目７番21号
債務者　峯重恵美子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８１２号
大阪府箕面市粟生間谷西３丁目24番10号
債務者　西岡　聖悟
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６８号
堺市南区原山台５丁３番３―307号
債務者　穴吹　裕一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２９３号
堺市堺区榎元町６丁４番８号
債務者　阪田はつみ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３６０号
堺市中区八田北町1029　緑ヶ丘荘ハイツ203号、住民票上の住所大阪府富田林市甲田６丁目10番11号
債務者　早見　昭利
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３６８号
堺市南区豊田874番地１　プレアデスⅣ201号、前住所堺市西区草部1279番地18
債務者　篠建興業こと　篠原　　亨
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４００号
大阪府藤井寺市大井３丁目４番13号、前住所大阪府柏原市上市２丁目１番３号
債務者　北井　久子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４６０号
大阪府羽曳野市古市７丁目６番13号
債務者　長江　幸夫
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７０９号
兵庫県姫路市市之郷町２丁目24番地、従前の住所兵庫県姫路市香寺町田野1098番地８
債務者　鐘ヶ江裕治
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７１０号
兵庫県姫路市市之郷町２丁目24番地、従前の住所兵庫県姫路市香寺町田野1098番地８
債務者　鐘ヶ江晴美
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１３８号
群馬県桐生市相生町２丁目637番地の１　県営Ｂ棟1708号
債務者　髙草木秋夫
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第６９３号
愛媛県松山市東石井７丁目６番７号
債務者　鵜久森豊子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで　松山地方裁判所